

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用されるあいち健康の森公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和3年1月21日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金	
				(単位:円)	(単位:円)	
庭球場 使用料	庭球場		1コート2時間につき	600	630	
			1コート4時間につき	1,200	1,250	
			1コート8時間につき	1,800	1,880	
	附属設備	照明設備		1コート1時間につき	500	520
		その他	拡声装置	1日1式につき	1,900	1,990
			いす1人掛用	1日1点につき	40	40
			電気メガホン	1日1点につき	190	190
			天幕	1日1点につき	390	410
		長机	1日1点につき	140	140	
体育館 使用料	全部利用		2時間につき	2,500	2,620	
			4時間につき	5,000	5,240	
			8時間につき	7,800	7,850	
	2分の1利用		2時間につき	1,200	1,260	
			4時間につき	2,400	2,520	
			8時間につき	3,700	3,770	
	4分の1利用		2時間につき	600	630	
			4時間につき	1,200	1,250	
			8時間につき	1,800	1,880	
	8分の1利用		2時間につき	300	320	
			4時間につき	600	630	
			8時間につき	900	950	
ベビーゴルフ場 使用料	中学生以下の者		1人1回につき	120	120	
	その他の者		1人1回につき	300	310	
球技場 使用料	全部利用		2時間につき	1,600	1,680	
			4時間につき	3,200	3,350	
			8時間につき	4,900	5,030	
	2分の1利用		2時間につき	1,200	1,260	
			4時間につき	2,400	2,520	
			8時間につき	3,700	3,770	
会議室 使用料			2時間につき	1,600	1,680	